

## パブリックコメントご意見の提出方法

□ 意見の募集期間 平成24年8月3日(金)～平成24年9月3日(月)

□ 改訂素案の閲覧場所 市役所（市政情報コーナー、防災危機管理課）、  
各公民館、各図書館、駅前窓口センター、  
市民活動センター  
※ 市のホームページにも改訂素案を掲載します。

□ 意見の提出方法

専用意見提出用紙をご利用いただくほか、様式は自由ですが、「氏名・住所・連絡先」を必ずご記入いただき、次のいずれかの方法でご提出ください。

[郵送の場合] 〒254-8686 平塚市浅間町9-1  
平塚市 防災危機管理部 防災危機管理課 あて

[FAXの場合] 0120-704589（なでしこFAX、通信料無料）  
0463-21-1525（防災危機管理課FAX）

[電子メールの場合] bousai-keikaku@city.hiratsuka.kanagawa.jp

[持参の場合] 平塚市浅間町9-1 消防庁舎2階 防災危機管理課  
8時30分～17時15分（土日祝以外）

※ 「市長への手紙」（公民館などに設置）もご利用いただけます。

※ 封筒等の表面及び件名には「防災計画への意見」とご記入ください

※ お寄せいただいたご意見につきましては、個別回答に代えまして、内容ごとに整理し、市の考え方として公表させていただく予定です。氏名、住所などの個人情報は公表いたしません。



【問い合わせ先】

平塚市 防災危機管理課 防災危機政策担当

電話 0463-23-1111（代表）

内線2186、2357

8時30分～17時15分（土日祝以外）

## 平塚市地域防災計画（地震災害対策計画） の改訂素案について

～皆様のご意見をお寄せください！～

意見の募集期間 平成24年8月3日(金)～平成24年9月3日(月)

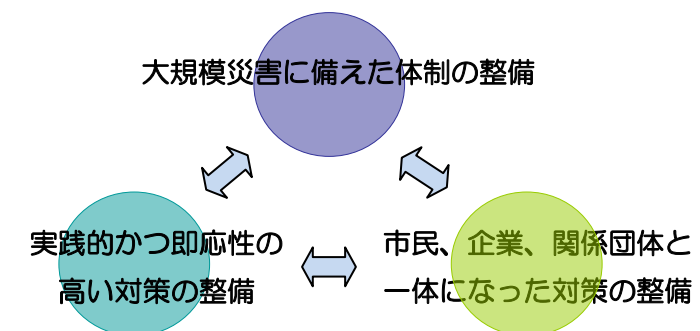
- 平塚市では、地震災害全般についての事前対策、応急対策等を定めた地域防災計画（地震災害対策計画）に基づき、BCP（業務継続計画）を踏まえた行動マニュアルにより、さまざまな防災・減災対策を実施しています。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、主に東北地方に甚大な被害をもたらし、平塚市では大きな被害はなかったものの、これまでの防災・減災対策について、多くの課題が浮かび上がりました。
- そこで、特に津波対策や避難対策、帰宅困難者対策などを中心に地域防災計画（地震災害対策計画）を見直すことにしました。見直しに当たっては、平成24年3月に公表された神奈川県津波浸水予測図や4月に改訂された県地域防災計画との整合を図ります。
- このたび、見直した結果を改訂素案としてまとめましたので、市民の皆さんのご意見を幅広く求めるため、パブリックコメントを実施いたします。様々な視点からご意見をお寄せください。

### 1 改訂方針について

＜改訂の視点＞

「地震被害の最小化」「市民の安心・安全の確保」をその視点として改訂します。

＜基本方針＞



### 2 改訂時期について

平成24年12月 平塚市防災会議にて改訂計画を審議、計画策定を予定しています。

#### **帰宅困難者対策**

- 多数の帰宅困難者の発生に備え、帰宅困難者用一時滞在施設の指定、拡充を進めます。(P45)
- 「むやみに移動を開始しない」といった原則に基づく企業等の帰宅困難者対策を促進します。(P45)

#### **避難対策**

- 避難所運営委員会が主体となった避難所開設時の円滑な運営に向け、定期的な避難所運営委員会の開催と避難所運営マニュアルの点検を実施します。(P44)
- 避難所におけるプライバシー対策として、女性の視点による避難所運営やプライベート空間の確保に努めます。(P105)

#### **自主防災組織等地域防災体制**

- 自らの身は自ら守る「自助」と地域で助け合う「共助」を市民、事業所等の活動方針として、防災活動を実施します。(P147)
- 地域における市民、自主防災組織、事業所の協力体制の整備に向けた防災計画（防災規約）の作成、点検を支援します。(P57)

#### **広域応援体制等**

- 「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づき、神奈川県や県内市町村は相互の応援体制を整備します。(P55)

#### **防災訓練の実施**

- 総合防災訓練や津波対応訓練等、住民や防災関係機関等が一体となった住民等参加型防災訓練を実施します。(P60)

#### **業務継続計画の策定**

- 事業者の事業継続計画（BCP）策定とともに、PDCAサイクルによる点検、見直しを促進します。(P63)

#### **津波対策**

- 津波浸水想定区域等における津波避難ビルの指定、拡充を進めます。(P29)
- 津波ハザードマップを市民に周知するとともに、避難訓練等を通じた活用を図ります。(P29)
- 津波警報等の発表に伴う迅速な避難情報を発令するため、避難勧告等判断基準や避難対象区域を定めます。(P110)
- 津波警報等の発表時において、市民等への情報伝達や海面監視等を速やかに実施します。(P110)
- 相模川及び金目川における津波対策として、国・県へ堤防整備を要望します。(P28)
- 水門の適切な管理体制を構築するとともに、遠隔操作化を検討します。(P29)

#### **災害時情報の収集・提供体制**

- 情報収集及び情報提供手段として、J-ALERT、ツイッター等の新たなメディアを活用します。(P37)
- 外国籍市民等の情報伝達として、コミュニティFM放送での多言語放送を確立するとともに、ホームページ等の多言語表記を拡充します(P39)。
- 国、県から派遣される情報連絡員と連携し、被害状況等の情報受伝達を実施します。(P87)

#### **飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策**

- 食糧等の備蓄に当たり、災害時要援護者に配慮するとともに、特に食物アレルギーを有する者について配慮します。(P48)
- コンビニエンスストア等、関係業者との調達協定により、流通備蓄の拡大を図ります。(P47)

#### **災害廃棄物等の処理対策**

- 災害廃棄物等の収集や処理について記載します。(P112)

#### **災害時要援護者対策**

- 福祉避難所を開設し、運営するとともに、福祉避難所等での支援者の確保を進めます。(P46)
- 自主防災組織や民生委員児童委員等の連携による災害時要援護者避難支援プラン個別計画作成の推進を図ります。(P46)

#### **災害ボランティア活動の取組み**

- 平塚市社会福祉協議会との協定に基づき、災害時ボランティアネットワークセンターを設置し、ボランティアの募集、受入れ、作業配分等を実施します。(P151)
- 災害時におけるボランティア活動を円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの育成を推進します。(P58)

#### **公共施設の安全対策、防災機能の強化**

- 市庁舎の建設に当たっては、災害時にも自立性が確保できるように免震構造を採用し、非常用電源設備などを確保します。(P25)

#### **建築物等の安全確保対策**

- 一般住宅の耐震診断や耐震改修を促進するとともに、分譲マンションの耐震診断の助成等、管理組合によるマンション耐震化の取組みを支援します。(P35)

#### **教育対策**

- 「平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）」に基づき、児童・生徒の安全確保に努めるとともに、防災訓練等の検証結果を踏まえ、随時見直しを図ります。(P51)

#### **医療・救護対策**

- 救急病院の連携により、迅速かつ効率的な医療救護活動を実施します。(P50)

※ 詳しくは閲覧用冊子(改訂素案)をご覧ください。